

訪問看護医療情報連携加算に係るウェブ掲載について

2026 年（令和 8 年度）の診療報酬改定に伴い、厚生労働省の規定に基づき訪問看護医療情報連携加算を算定します。この加算は ICT（情報通信技術）を活用して医療・ケア情報を多職種間で共有し、計画的に訪問看護管理を行うことを目的としています。情報の共有に当たっては、厚生労働省の定めるガイドラインに準拠したセキュリティ対策を講じて運用しています。また個人情報保護に配慮し、適切な運用管理を行っています。

訪問看護医療情報連携加算 1000 円/月

【施設基準】

これに関する施設基準は以下のとおりです。

- 記録された利用者の診療情報等が連携機関の協議に基づき、一元的に管理されたサーバーで保管されていること。
- 診療情報との共有は、利用者、その家族又は連携機関（以下「参加者」という。）のうち利用者が同意した者のみに行われること。
- 参加者の範囲が随時設定可能であること。
- 参加者が診療情報等を常時閲覧・取得可能で、利用者ごとに時系列で速やかに表示される ICT を用いていること。
- 一般社団法人保険医療福祉情報安全管理適合評価協会が公表している「医療情報連携において、SNS を利用する事項」におけるプライベート SNS に係る事項、厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考とすること。
- 連携機関（特別の関係にあるものを除く。）の数が 5 以上であること。
- ICT を用いた連携体制を構築している訪問看護ステーションであることについて当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示し、掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。

【主な連携機関】

保険医療機関

- ・医療法人藤和介 藤村病院
- ・在宅支援いむらクリニック
- ・くわた在宅クリニック
- ・矢田山診療所

居宅介護支援事業所

- ・大和園こおりやま
- ・居宅介護支援事業所 ウェルケア悠

保険薬局

- ・さなえ薬局

2026 年 9 月 1 日

大和郡山病院附属訪問看護ステーション